東京都がん登録推進検討会の検討状況について

がん登録とは

がん登録とは、がんの予防や治療に役立てるため、個人情報を保護しながら、ひとりひとりのがん 患者に関する診断データやその後の経過、生存状況など、がんに関する情報を集める仕組み

がん登録の種類

種類	実施主体	登録対象	目的
地域がん登録	都道府県	対象地域で発生した全てのがん患者	・がん罹患率の計測・受療状況の把握・生存率の計測
院内がん登録	医療機関	当該施設で診断・治療を 受けた全てのがん患者	・医療機関の対がん医療活動の評価 ・患者のフォロー
全国臓器別 がん登録	学会·研究会	登録協力医療施設で治 療を受けたがん患者	治療指針の確立進行度分類のあり方の検討

がん登録の実施状況(平成22年8月現在)

○ 地域がん登録: 38 道府県1市にて実施

○ 院内がん登録: がん診療連携拠点病院(16ヶ所)、東京都認定がん診療病院(16ヶ所)

東京都がん登録推進検討会

【検討目的】

総合的ながん対策の推進に必要ながんに関する正確な情報把握を行うため、院内がん登録の実施体制の充実及び地域がん登録の実施に向けた取組等について検討する。

【検討事項】

第1回 (平成22年1月)	○ 東京都におけるがん登録の現状○ 地域がん登録に向けた取組の方向性○ 地域がん登録における個人情報保護について
第 2 回 (平成 22 年 6 月)	○ 地域がん登録の実務について○ 使用データベースシステムについて○ 地域がん登録室の設置について
第3回 (平成22年8月)	〇 東京都がん登録センター(仮)について 〇 院内がん登録の予後調査について 〇 地域がん登録の精度向上について
第 4 回 (平成 23 年度末予定)	○ がん登録事業に関する理解促進について(普及啓発等)○ 23 年度以降の取組について

東京都地域がん登録の実施に向けた検討状況ついて

地域がん登録とは

対象地域(都道府県単位)の居住者における全てのがんの情報を把握することにより、罹患状況や生存率等の実態を把握して、がん対策の評価等を行う仕組み。

※ 全国の地域がん登録実施状況 … 38道府県1市で実施(平成22年8月現在)

地域がん登録の目的

- 〇 がん罹患率の計測
- 〇 がん患者の受療状況の把握
- 〇 がん患者の生存率の計測
- 〇 がん予防、医療活動の企画・評価
- 〇 診療活動、疫学研究の支援

地域がん登録の業務

- ① データの収集・登録
- ② 死亡小票の収集・登録
- ③ 遡り調査
- 4) 生存確認調査
- ⑤ 統計データの作成・解析

地域がん登録の法律上の位置付け

○ 健康増進法第16条(2003年5月施行)

「国および地方公共団体は、(中略)国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で 定める生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない」

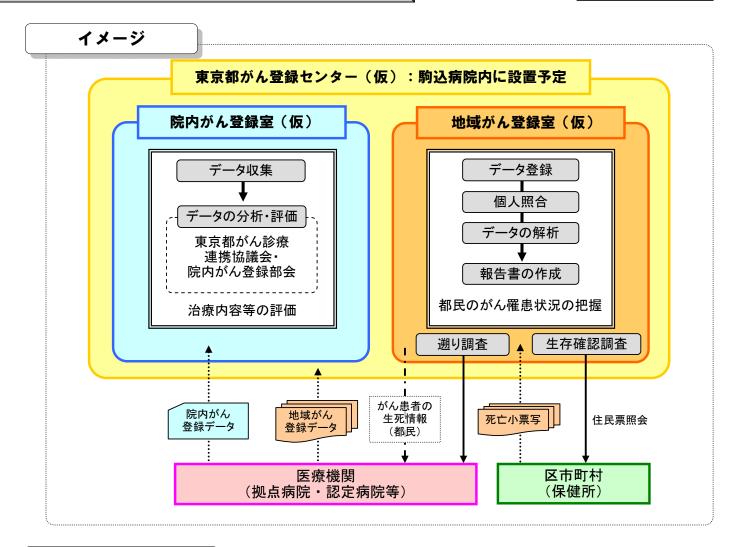
○ がん対策基本法第17条2項(2006年6月公布)

「国および地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組みを支援するために必要な施策を講ずるものとする」

地域がん登録に関する個人情報の法的整理

地域がん登録事業は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」において、利用目的による制限および第三者提供の制限(本人同意等)の適用除外事例に該当する。

- 厚生労働省健康局長通知 (2004年1月8日、健発第0108003号)
- 〇 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (2004年12月24日公表)



推計登録件数

○ 医療機関からの届出件数: <u>約46,000件</u> (拠点病院16ヶ所+認定病院16ヶ所+その他の協力医療機関)

○ 人口動態統計死亡票件数: <u>約100,000件</u>(がん以外の死亡も含めた全件数)

実施に向けた検討課題

